

## 災害時市町村支援チーム設置運営要領

### 1 目的

県内で大規模又は重大な災害等が発生した場合に、速やかに被災市町村に「災害時市町村支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を派遣し、被災市町村の初動マネジメント等を支援することで、被災市町村の被害拡大を防止し、迅速的確な応急対策の実施に資することを目的とする。

### 2 支援チームの編成・職員の登録

#### (1) 支援チームの編成

被災市町村に派遣する支援チームは、次表のとおり編成するものとする。なお、表中の「職位」は目安とし、実状に応じて編成する。

区分	職位	人数	備考
チームリーダー	課長級以上	1名	
連絡調整官	課長補佐級以上	1名	
スタッフ	課長補佐級以下	1名	必要に応じ増員する
情報連絡員		1名	地方支部を所管する所属（総合事務所等）から警戒体制（2）以上等で被災市町村に派遣される職員がいる場合は加える

#### (2) 支援チームへの職員の登録

ア 危機対策・情報課は、人事企画課と協力して、毎年4月に県庁各部局、各地方機関、企業局、病院局、議会、各種委員会（以下「各部局等」という。）の中から、チームリーダー及び連絡調整官、スタッフの候補者を選定し、支援チーム要員として登録する。

イ 危機対策・情報課は、支援チーム要員として次の人数を確保できるよう努めるものとする。

(ア) チームリーダー 19名程度

(イ) 連絡調整官 19名程度

(ウ) スタッフ 19名程度

ウ 危機対策・情報課は、以下の要件に該当する職員を優先して選定するよう努めるものとする。

(ア) チームリーダー

災害対応業務に関する知見や、被災自治体への派遣経験を有し、被災市町村長を補佐することができる職員（居住地や勤務経験などを勘案し、可能な限り市町村別に選定する。）

(イ) 連絡調整官

県庁や応援機関等との調整役として、チームリーダーを補佐することができる職員（防災・危機管理部署での業務経験を有する職員などを中心に選定する。）

(ウ) スタッフ

被災自治体（県外を含む）への災害支援に従事経験のある職員、または防災・危機管理に関する知識を有する職員

エ 危機対策・情報課は、アによりチーム要員を登録したときは、各部に周知を行う。

### 3 支援チームの主な業務

支援チームは、市町村災害対策本部等において主に次の業務を行うものとする。

- ア 災害対応に関する被災市町村長等の補佐
- イ 被災市町村からの要望、要請への対応
- ウ 実動組織、関係機関等との調整
- エ 被災市町村と県の連絡調整、被災市町村への支援の調整
- オ 被災市町村における被害情報、支援ニーズ等の情報収集及び県との情報共有
- カ 県から被災市町村に派遣された次のチーム等との連携及び支援調整
  - (ア) 被災建築物応急危険度判定士
  - (イ) 被災宅地危険度判定士
  - (ウ) 保健師
  - (エ) 鳥取県職員災害応援隊
  - (オ) その他被災市町村支援のために派遣されたチーム、職員
- キ その他、県災害対策本部長（知事）等が必要と認めた事項

### 4 支援チームの派遣

- (1) 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣を必要と認めるときは、人事企画課は各部局等と協議し、支援チームを編成する。編成に当たっては、2により登録した職員の中から優先して編成するものとする。
- (2) 支援チームの派遣期間は1週間程度を基本とし、長期間にわたることが想定される場合は、適宜職員を交代させるものとする。なお、交代に当たっては、チームリーダー、連絡調整官が同時に交代することがないように、また、新旧のチームが引き継ぎを行う期間を設けるよう配慮するものとし、派遣期間は状況に応じて調整する。
- (3) 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣が必要なくなったと認めるときは、派遣を終了するものとする。
- (4) 支援チームの派遣に当たって必要となる被災市町村への移動手段や活動資機材等については、危機対策・情報課及び人事企画課が協力して確保するよう努めるものとする。

### 5 登録職員に対する研修

危機対策・情報課は、登録職員が支援チームとして活動するために必要となる知識等を習得できるよう、年1回以上の研修の実施に努めるものとする。

### 6 その他

- (1) 登録職員の派遣に要する旅費（5の研修参加を含む）及び時間外勤務手当等の経費については、諸規程に基づき当該派遣職員の属する所属が負担するものとする。
- (2) 登録職員の派遣期間中の業務に起因して発生した傷病等に係る公務災害補償については、当該派遣職員の属する所属が負担するものとする。
- (3) その他、本要領に定めのない事項については、危機対策・情報課が関係する所属とその都度協議するものとする。

#### 附則

この要領は、令和7年5月2日から施行する。